

シンコーDBサービスWeb版 ー会員規約ー

本契約は、シンコーDBサービス会員(以下会員という)と株式会社信用交換所(以下信用交換所という)との間で提供するシンコーDBサービスの利用に関するすべてに適用します。

第1条(シンコーDBサービス会員)

会員とは信用交換所の指定する手続きにもとづき、本規約を承諾のうえシンコーDBサービスの利用を申込み、信用交換所が入会を承諾した法人または個人事業者とします。

第2条(本契約の範囲および変更)

信用交換所が随時、会員に対して発表する規定は本規約の一部を構成し、会員はこれを承諾します。また信用交換所の会員の了承を得ることなくこの規約を変更することがあり、会員はこれを承諾します。これらの変更はシンコーDBサービスまたは信用交換所が提供する手段を通じて随時、会員に発表します。

第3条(会員番号及びパスワードの管理責任)

会員は会員番号として信用交換所より手渡された番号(以下IDという)及びパスワードを第三者に利用させたり、譲渡、売買、名義変更をすることは出来ません。会員は本規約にもとづき受け取ったID及びパスワードの管理、使用について責任を持つものとし、その利用によって生じた一切の債務の支払いに応じるものとし、

第4条(シンコーDBサービスの内容の保証)

シンコーDBサービスの内容は信用交換所がその時点で提供可能なもののみとします。提供される情報の的確性について信用交換所は保証を与えるものではありません。また、信用交換所に情報の内容についての保証を求めることは出来ません。

第5条(シンコーDBサービスの利用)

会員は信用交換所が承認した得合を除き、シンコーDBサービスを通じて入手したいかなる情報も自己のため以外の目的で使用することは出来ません。

会員は信用交換所が承認した場合を除き、方法を問わず第三者に委託してシンコーDBサービスから入手した情報を第三者に使用させたり、複製、販売、出版、公開したりすることは出来ません。

第6条(損害賠償)

信用交換所はシンコーDBサービスの利用により発生した会員の損害に対していかなる責任も負わない。会員がシンコーDBサービスの利用によって第三者に対して損害を与えた場合、会員は自己の責任と費用を持って解決し信用交換所に損害を与えることのないものとします。会員が本規約に反した行為、または不正もしくは違法な行為によって信用交換所に損害を与えた場合、信用交換所は当該会員に対して相応の損害賠償の請求を行うことができるものとする。

第7条(設備)

会員はシンコーDBサービスを利用するために必要な設備、通信機器類を全て自己の負担において準備し接続する。

第8条(シンコーDBサービスの内容の変更)

信用交換所は会員への事前の通知なくしてシンコーDBサービスの諸条件、運用規則または内容を変更することがあります。

第9条(サービスの一時的な中断)

信用交換所は会員への事前の通知をすることなく、一時的にシンコーDBサービスを中断することがあります。

- (1) システムの保守を定期的または緊急に行う場合
- (2) 火災、停電、地震、洪水、暴動、騒乱など信用交換所が制御できない不可抗力により運転が出来なくなった場合
- (3) その他技術上、運用上一時的な中断が必要と判断した場合

第10条(シンコーDBサービスの利用料金)

会員はシンコーDBサービスの利用料金、算定方法および支払方法などについては別途取決め内容を承諾します。利用料金に係わる消費税その他賦課される税を負担するものとし、

第11条(シンコーDBサービス会員資格の取消)

会員が次の各号の一つでも該当する場合は、信用交換所は会員資格を事前に通知催告することなしに一時停止または取消することができます。

- (1) 入会時に虚偽の申告をした場合
- (2) 入力されている情報の改ざんを行った場合
- (3) IDまたはパスワードを不正に使用した場合
- (4) シンコーDBサービスの運営を妨害した場合
- (5) シンコーDBサービスの利用料金などの支払債務の履行を遅延し、または支払いを拒否した場合
- (6) シンコーDBサービスから得られた情報を他の調査会社、調査機関に提供、販売、複製により便宜を計った場合
- (7) 本契約のいずれかに違反した場合
- (8) その他信用交換所が会員として不適当と判断した場合

第12条(退会)

会員は任意に退会することが出来ます。退会する場合は1ヵ月前までに信用交換所に届け出るものとし、信用交換所に対するシンコーDBサービス利用に係わる債務の全額を直ちに支払うものとし、

第13条(管轄裁判所の同意)

会員と信用交換所の間で訴訟の必要が生じた場合、信用交換所の本社所在地を管轄する裁判所を専属の管轄裁判所と定めることに同意します。

第14条(協議)

本契約に定めのない事項または本契約の各条項について疑義が生じた場合、会員と信用交換所の双方で協議し円満解決を計るものとし、